

階段

基本的な考え方

- ・階段では、転落防止対策を十分講ずる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮し、手すりを設ける。
- ・階段での転落事故を防ぐために、踏面の端部や段鼻は容易に識別ができるものとする。

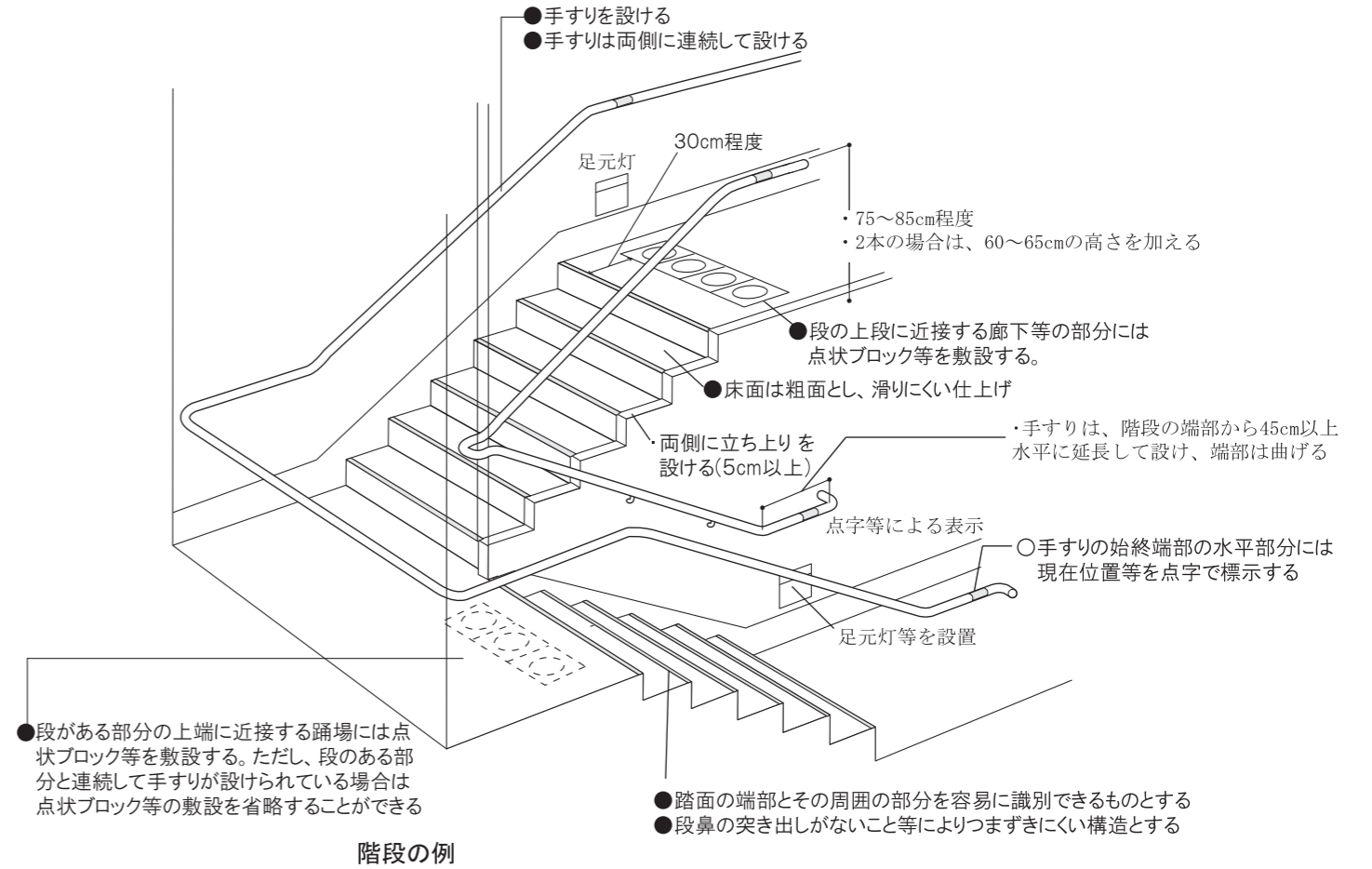
6

● 整備基準

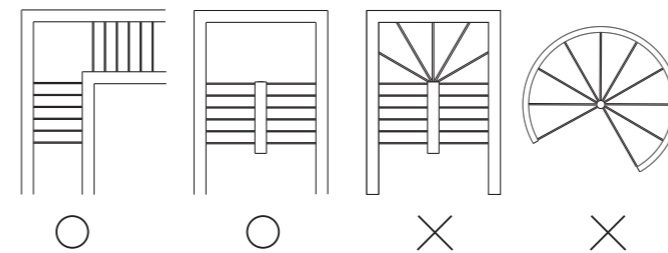
○ 望ましい基準

解説

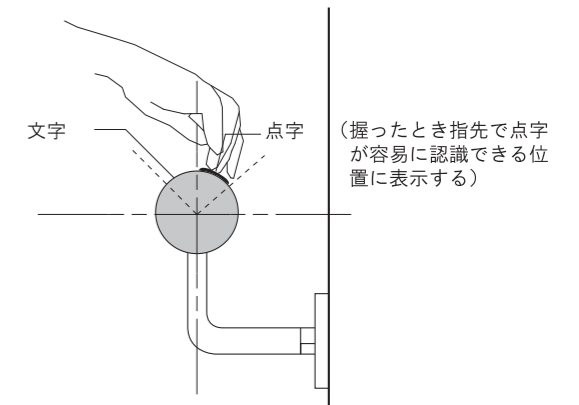
	● 整備基準	○ 望ましい基準	解説
	利用者の用に供する主たる階段は4(1)(一)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。		・階段は、その踊場を含む。共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のものに限る。
(一)手すり	両側に手すりを設けること。	・手すりの始末端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。	・手すりを取り付ける場合は、1本の場合は、75cm～85cm程度の高さとする。2本の場合は、60cm～65cm程度の高さの手すりを加える。 ・手すりは、階段の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。 ・手すりは、片まひ者の昇降等を考慮し、階段の両側に連続して設ける。
(二)回り段	回り段を設けないこと。		
(三)路面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。		
(四)段の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。		・段鼻は、金属製のものは白杖等が滑るので避け、踏面及び蹴込み板の面とをできる限りそろえ、つまずきにくい構造とする。 ・雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材質とする。 ・階段の両側に立ち上がり部を設ける。 ・け上げは16cm以下、踏面は30cm以上とする。 ・け込みは、2cm以下とする。
(五)点状ブロック等	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。		・手すりが連続して設けられていても、視覚障害者の利用上支障があると判断される階段では、点状ブロックを設ける。



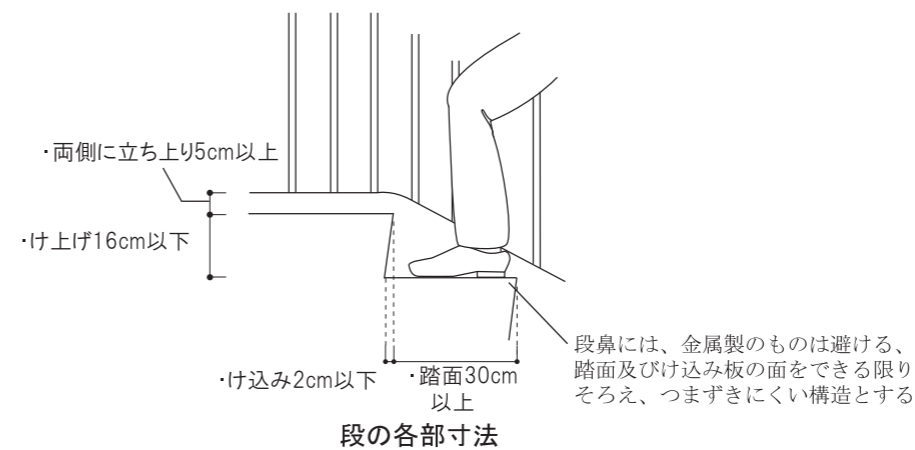
階段の例



階段の形状 (○:良い例、×:良くない例)



手すりの点字表示位置



段の各部寸法

コラム

・踏面の端部や階段の段鼻等と周囲の部分は明度差5度、輝度比2.0以上が望ましい。